

法務省民二第319号
平成27年7月7日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

(さいたま, 千葉, 前橋, 静岡, 神戸, 大津, 鹿児島及び盛岡以外は, 参考送付)

法務省民事局民事第二課長
(公 印 省 略)

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正における登記所ごとに別に定める日について(依命通知)

標記については, 平成26年12月25日付け法務省民二第852号法務省民事局長通達(以下「本通達」という。)において, 本通達の別紙の3及び8については本年2月23日以降の登記所ごとに別に定める日から実施することとされたところですが, 当該登記所ごとに別に定める日(本年8月分)については, 下記のとおりとされましたので, 通知します。

記

- 1 平成27年8月3日(月)
さいたま地方法務局 熊谷支局
同 久喜支局
静岡地方法務局 浜松支局
同 掛川支局
神戸地方法務局 伊丹支局
同 龍野支局
同 須磨出張所
鹿児島地方法務局 屋久島出張所
同 南さつま出張所
- 2 平成27年8月5日(水)

- 前橋地方法務局 桐生支局
同 富岡支局
同 渋川出張所
- 3 平成27年8月6日(木)
前橋地方法務局
同 沼田支局
同 太田支局
- 4 平成27年8月7日(金)
前橋地方法務局 高崎支局
同 中之条支局
同 伊勢崎支局
- 5 平成27年8月10日(月)
さいたま地方法務局 越谷支局
同 秩父支局
同 草加出張所
静岡地方法務局 沼津支局
神戸地方法務局 明石支局
同 社支局
同 加古川支局
鹿児島地方法務局
同 知覧支局
同 曾於出張所
盛岡地方法務局 水沢支局
- 6 平成27年8月24日(月)
さいたま地方法務局 志木出張所
同 所沢支局
同 坂戸出張所
鹿児島地方法務局 川内支局
同 鹿屋支局
盛岡地方法務局 二戸支局
- 7 平成27年8月31日(月)
さいたま地方法務局 川越支局

| | |
|----------|--------|
| 同 | 上尾出張所 |
| 千葉地方法務局 | 船橋支局 |
| 同 | 茂原支局 |
| 同 | 成田出張所 |
| 同 | 市川支局 |
| 神戸地方法務局 | 姫路支局 |
| 同 | 豊岡支局 |
| 同 | 洲本支局 |
| 同 | 北出張所 |
| 大津地方法務局 | 彦根支局 |
| 同 | 東近江出張所 |
| 鹿児島地方法務局 | 種子島出張所 |
| 同 | 霧島支局 |
| 同 | 出水出張所 |
| 盛岡地方法務局 | 宮古支局 |

